

建築することができる建築物（山田地区）

●建築することができる用途

→第2種低層住居専用地域に建築することができる建築物（共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋、公衆浴場を除く）

【建築できる用途の例】 ※「法」＝建築基準法（昭和25年法律第201号） 「令」＝建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

該当条文	用途（概要）	床面積及び階数の制限（概要）
法別表第二（い）項第1号	戸建専用住宅 （共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋は建築不可）	
法別表第二（い）項第2号 令第130条の3第1号～第7号	兼用住宅 兼用部分の用途 ①事務所 ②日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店 ③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など ④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など（原動機0.75kw以下） ⑤自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など（原動機0.75kw以下） ⑥学習塾、華道教室、囲碁教室など ⑦美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機0.75kw以下）	延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、①～⑦の用途部分の床面積の合計が50㎡以下であること
法別表第二（い）項第4号～第6号、第8号から第10号	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、診療所など	
法別表第二（ろ）項第2号 令第130条の5の2第1号	日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店	左記の用途部分の床面積の合計が150㎡以下であり、2階以下にあること
法別表第二（ろ）項第2号 令第130条の5の2第2号	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など	
法別表第二（ろ）項第2号 令第130条の5の2第3号	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店など（原動機0.75kw以下）	左記の用途部分の床面積の合計が150㎡以下であり、2階以下にあること また、作業場の床面積が50㎡以下であること
法別表第二（ろ）項第2号 令第130条の5の2第4号	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など（原動機0.75kw以下）	
法別表第二（ろ）項第2号 令第130条の5の2第5号	学習塾、華道教室、囲碁教室など	左記の用途部分の床面積の合計が150㎡以下であり、2階以下にあること

●建築物の規模等の制限

建ぺい率/容積率：60%/200%

外壁後退距離：1.0m以上

建築物の高さの最高限度：12m

最低敷地面積：200㎡